



長野県報

10月20日(月)
令和7年
(2025年)
第652号

目次

条 例

長野県県税条例の一部を改正する等の条例（広報・共創推進課、税務課）	2
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
長野県宿泊税条例の一部を改正する条例（山岳高原観光課）	3
特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例（河川課）	4
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）	5
県営水道条例の一部を改正する条例（水道事業課）	5

告 示

令和7年10月10日成立した令和7年度補正予算の要領（財政課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
特定計量器の定期検査の実施（産業技術課）	7

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・IT振興課）	8
--	---

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する等の条例（条例第49号）

- 個人県民税の寄附金税額控除の適用対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で指定を受けている法人について、当該法人が指定を希望しなくなったことから、当該法人の指定を外しました。
- この条例は、公布の日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 職員の適正な処遇確保のため、人事委員会勧告に基づき、寒冷地手当について改定しました。
 - 支給地域
全県域にわたる人事異動が想定される職員に係る人事管理上の支障の懸念等を踏まえ、全県を支給対象としました。
 - 支給月額
国家公務員との均衡を図るため、支給月額を改定しました。
- この条例は、令和7年11月1日から施行します。

◇ 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 市町村における宿泊税条例の制定状況を踏まえ、税率の特例を適用する区域となる当該市町村名を明示しました。
- この条例は、公布の日から施行します。

◇ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例（条例第52号）

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に伴い、指定流域内に設置する雨水貯留浸透施設

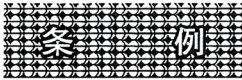
- 設等の標識の基準について定めました。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 30 日から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）

- 1 豊丘ダム発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 県営水道条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）

- 1 被災地における給水装置の早期復旧を図るため、公営企業管理者又は当該管理者が指定した者に限定している給水装置の工事の実施を、災害その他非常の場合において当該管理者以外の水道事業者又は当該管理者以外の水道事業者が指定した者も可能としました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県県税条例の一部を改正する等の条例をここに公布します。

令和 7 年 10 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 49 号

長野県県税条例の一部を改正する等の条例
(長野県県税条例の一部改正)

- 第 1 条 長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。
- 第 21 条の 5 第 1 項第 4 号中「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（令和 2 年長野県条例第 36 号）本則の表に掲げる」を「法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により条例で定める」に改める。
- 附則第 20 条第 1 項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。
- （地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の廃止）
- 第 2 条 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（令和 2 年長野県条例第 36 号）は、廃止する。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

広報・共創推進課
税 務 課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 7 年 10 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 50 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
- 第 37 条中「次の各号に掲げる」を「長野県に在勤する」に改め、同条各号を削る。
- 第 38 条第 1 号中「別表第 8 に掲げる地域」を「長野県」に、「19,800 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 号中「11,400 円」を「9,000 円」に改め、同条第 3 号中「8,200 円」を「6,000 円」に改める。
- 別表第 8 を削る。
- 第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第 38 条第 1 号中「16,000 円」を「15,000 円」に改め、同条第 2 号中「9,000 円」を「8,000 円」に改める。
- 第 3 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第 38 条第 1 号中「15,000 円」を「14,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(実施規定)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年長野県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 27 条後段を削る。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年長野県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 25 条後段を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 5 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 43 年長野県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条中「著しく寒冷な地域として管理者が指定するもの」を「長野県」に改める。

人 事 課

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 7 年 10 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 51 号

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例

長野県宿泊税条例（令和 7 年長野県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「(税率)」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 17 条中「地方税法施行令」の次に「(昭和 25 年政令第 245 号)」を加える。

第 19 条を削り、第 20 条を第 19 条とし、第 21 条から第 25 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 1 項中「附則第 5 項」を「附則第 9 項」に改める。

附則第 4 項の見出しを「(施行日から同日以後 3 年を経過する日までの間における税率の特例)」に改め、同項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条」に、「同条第 2 項」を「次項」に、「前項」を「第 5 条」に、「」、「附則第 4 項」を「前項に規定する額」と、「同条に規定する額」とあるのは「同項」に改める。

附則第 9 項を附則第 12 項とし、附則第 8 項を附則第 11 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 10 項とし、同項の前に見出しとして「(検討等)」を付する。

附則第 6 項を削り、附則第 5 項を附則第 9 項とし、附則第 4 項の次に次の見出し、2 項、見出し及び 2 項を加える。

(附則別表に掲げる市町村に係る税率の特例)

- 5 第 5 条の規定にかかわらず、市町村宿泊税（法第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により市町村が宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税をいう。以下同じ。）を課する附則別表に掲げる市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は、次の各号に掲げる宿泊の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該市町村が課する市町村宿泊税の額が、1 人 1 泊につき第 5 条に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額以上である宿泊 1 人 1 泊につき同条に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(2) 当該市町村が課する市町村宿泊税の額が、1 人 1 泊につき第 5 条に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額未満である宿泊 1 人 1 泊につき同条に規定する額から、当該市町村が当該宿泊に対して課する市町村宿泊税の額を控除して得た額

(3) 当該市町村の条例の規定の適用（免税点に関する規定が適用され、かつ、免税点に関する規定以外の規定が適用されない場合に限る。）により、当該市町村の市町村宿泊税が課されない宿泊 1 人 1 泊につき第 5 条に規定する額

(4) 当該市町村の条例の規定の適用により、当該市町村の市町村宿泊税が課されない宿泊（前号に該当する宿泊を除く。） 1 人 1 泊につき第 5 条に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額

- 6 前項の規定の適用がある場合において、宿泊税は、地方税法施行令第 6 条の 17 第 2 項第 9 号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収の特例)

- 7 宿泊税の賦課徴収は、附則別表に掲げる市町村が法第 20 条の 3 第 1 項ただし書の規定により宿泊税の賦課徴収を処理することとした場合には、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 4 項、第 10 条第 4 項、第 11 条並びに第 18 条の規定にかかわらず、当該市町村が、その市町村宿泊税の賦課徴収の例により、当該市町村宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

- 8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 当該市町村の長が市町村宿泊税の申告納入の期限を延長したときは、第18条の規定にかかわらず、当該市町村宿泊税が課された宿泊に係る宿泊税の申告納入の期限についても、同一期間延長されたものとする。
 - (2) 当該市町村の長が市町村宿泊税の延滞金額を減免したときは、第18条の規定にかかわらず、当該市町村宿泊税が課された宿泊に係る宿泊税の延滞金額についても、当該市町村宿泊税の延滞金額に対する減免の割合と同じ割合により減免されたものとする。
 - (3) 宿泊税に関する申告、届出又は申請は、第9条（第4項を除く。）、第10条（第4項から第7項までを除く。）、第11条第1項、第16条及び第18条の規定にかかわらず、市町村宿泊税の申告、届出又は申請の例により、これと併せて当該市町村の長にしなければならない。
 - (4) 当該市町村の区域内に所在する宿泊施設に係る特別徴収義務者は、第9条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、宿泊税に係る徴収金を、市町村宿泊税に係る徴収金の納入の例により、これと併せて納入しなければならない。
 - (5) 第11条第1項の規定による徴収不能額等の還付は、同項の規定にかかわらず、市町村宿泊税に係る徴収不能額等の還付の例により、これと併せて当該市町村の長が行うものとする。
 - (6) 当該市町村は、宿泊税に係る徴収金の納入があった場合には、知事が別に定めるところにより、これを県に払い込むものとする。
 - (7) 当該市町村の長は、知事が別に定めるところにより、知事に対し宿泊税額その他必要な事項を報告するものとする。
- 附則の次に附則別表として次の表を加える。

(附則別表)

松本市 軽井沢町 阿智村 白馬村

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例をここに公布します。
令和7年10月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第52号

特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定により、雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準について必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第2条 法第38条第3項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - ア 雨水貯留浸透施設の名称
 - イ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - ウ 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要
 - エ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
 - オ 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - カ 標識の設置者及びその連絡先

(2) 雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第3条 法第45条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - ア 保全調整池の名称及び指定番号
 - イ 保全調整池の容量及び構造の概要
 - ウ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
 - エ 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - オ 標識の設置者及びその連絡先
- (2) 保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第4条 法第54条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を表示したものであること。

ア 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

イ 貯留機能保全区域の位置

ウ 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

エ 標識の設置者及びその連絡先

(2) 貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

附 則

この条例は、令和8年1月30日から施行する。

河 川 課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年10月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第53号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「150」を「178」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

県営水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年10月20日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第54号

県営水道条例の一部を改正する条例

県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(以下「指定給水装置工事事業者」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が法第3条第5項に規定する水道事業者（管理者を除く。以下この条において「水道事業者」という。）又は水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者が法第16条の2第1項の指定をした者、水道事業者又は水道事業者が同項の指定をした者（次条第2項及び第30条第2項において「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改める。

第5条の2第2項及び第30条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水道事業課